

## はしがき

本書は、5巻からなるユーリカ民法シリーズの第3巻であり、債権総論および契約総則の範囲を扱っている。この分野は、平成29（2017）年の民法改正により、大きな変更を受けた。今回の改正は、明治29（1896）年の民法典（財産法に関する前三編）の公布以来、大きな改正がなかった民法典の債権編を全面的に見直したものである。改正の多くの部分は、相当に抽象的な民法の規定が具体的にどのように適用されるかを明らかにし、また社会の変化に対応するための、民法典制定以来100年以上にわたる判例学説の努力の積み重ねによって形作られたルールを条文にするという性格をもつものであり、このような部分については改正の前後ではっきりとした断絶が存在するわけではない。しかし相当多くの部分で、これまでのルールの変更や新たなルールの導入が行われている。

改正法は2020年4月1日に施行予定である。したがって本書の出版時点での現行法は改正前の民法であり、その状態が2年近く続くことになる。この状況にどのように対応するかは悩ましい問題であったが、我々は、改正後の民法を基準とし、改正前の法状態については、改正後の民法を理解するために必要な場合を除き原則として触れないことにした。本書で民法を学んだ人たちが社会に出た後に実際に役立つのは、改正後の民法の知識になることを考えた結果である。文中では、特に明示しない限り、「民法」や「〇〇条」は改正後のものを指している。

本書は、大きく分けて、第1部契約債権法と第2部金銭債権法の2つの部分からなる。第1部では、債権が主要な発生原因である契約から生まれて、当初の意図通りの経緯をたどるにせよ、意図に反した経緯をたどるにせよ、消滅に至るといふ債権の一生の見取り図を描くのに対して、第2部では、債権者が債務者の資力という限られた資源をめぐるライバルとの競争を勝ち抜くための債権的法的上手段として機能しうる制度を扱う。第2部で取り上げる制度は、たとえば債権譲渡のように、必ずしも金銭債権に限定された制度ではないが、さまざまな内容をもつ債権も、その本来の目的を達成できない場合には、結局損

害賠償請求権という金銭債権になること、これらの制度が、實際上、金銭債権の履行確保の場面で用いられることが多いことから、金銭債権法としてまとめることにした。ユーリカ民法シリーズでは債権総論および契約総則を合わせて1つの巻で扱うことにしたこと、また債権総論の編成自体が必ずしも事態の自然な流れに沿ったものになっていないこと（とりわけ弁済関連の規定が第2部で扱う諸制度の後に来ること）から、読者のより自然な理解に役立つよう考えたものである。

本書が、これから民法を学ぼうとする人たちのお役に立つことを執筆者一同心から願っている。

平成30（2018）年3月

執筆者一同を代表して

**上田 誠一郎**